

第5回（平成28年4月12日）

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、全委員が御出席です。

それでは、会議の進行につきまして、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから第5回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書の概要説明について」、事務局から、説明をお願いいたします。

○松元総務課長 番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針により、社会保険診療報酬支払基金、以下、基金とありますが、特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、特定個人情報保護評価を実施する義務があります。

今回、基金が評価を実施する、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務は、対象人数が30万人以上であるため、しきい値判断の結果に基づき、全項目評価を実施していただく必要があります。

また、基金の作成した全項目評価書については、番号法第27条第1項の規定に基づき、公示し、広く国民の意見を求め、必要な見直しを行った上で委員会に提出し、委員会の承認を受けるものとされております。

今般、平成28年4月11日付け本営法000004にて、基金から当委員会に対し、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、基金、国民健康保険中央会、厚生労働省の職員に出席いただき、概要を説明していただくものでございます。

○堀部委員長 ただいまの説明につきまして、議事運営規程第8条の規定に基づきまして、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会、厚生労働省の職員に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、出席を認めます。

○堀部委員長 全項目評価書の概要につきまして、社会保険診療報酬支払基金から説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○社会保険診療報酬支払基金 私から、医療保険分野におけます、中間サーバー等の特定個人情報保護評価書について、御説明いたします。

着席した上で、説明いたします。

お手元にご 있습니다評価書、タイトルの入っている、赤い全項目評価書に沿って、5点説明申し上げます。

1点目といたしまして、医療保険者が保有する情報へのアクセスの制御について、申し上げます。

評価書の7ページを開いていただきたいと思います。システム全体構成図でございます。

取りまとめ機関や社会保険診療報酬支払基金が保有する特定個人情報ファイルは、4つのファイルで構成されております。

図の中央の右側からオレンジで表記しております、資格履歴ファイルです。このファイルは、医療保険者等向け中間サーバー等を利用する全ての医療保険者等の加入者の資格履歴情報を管理するファイルでございます。

次に機関別符号ファイルでございます。このファイルは、取りまとめ機関が一括して取得する医療保険者等の機関別符号を管理するファイルでございます。

次に情報提供等記録ファイルでございます。このファイルは、情報連携の際の情報提供等記録を含むアクセス記録を管理するファイルでございます。

最後に本人確認ファイルでございます。このファイルは、医療保険者等からの照会要求や住民基本台帳ネットワークシステムからの照会結果を一時的に管理するファイルでございます。

一方、医療保険者等が保有する特定個人情報ファイルは、3つのファイルから構成されてございます。

下段にございます、ブルーで表記しておりますものは、既存システム等のファイルです。このファイルは、医療保険者等の既存システムにおいて、給付、保険料等に係る加入者の情報を管理するファイルでございます。

続いて、少し上段にございます、副本区画ファイルでございます。このファイルは、医療保険者が中間サーバー等において、情報の連携のための副本を管理するファイルでございます。

最後に委託区画ファイルでございます。このファイルは、各保険者等が医療保険者向け中間サーバー等において、資格情報を管理するファイルでございます。

説明内容を記載している中ほどに\*を記載してございます。そこに記載しておりますとおり、医療保険者等向け中間サーバー等におきましては、加入者の給付、保険料等の個人情報について、各医療保険者等が、各医療保険者等ごとに論理的に区分されました、副本区画ファイルにおいて保有することとしており、取りまとめ機関は、加入者の給付、保険料等の個人情報を保有することはない仕組みとしてございます。

続いて、2点目といたしまして、中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとネットワークの安全性の確保について、御説明いたします。資料の64ページをお願いいたします。

64ページの情報提供ネットワークシステムの接続のリスク4、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクでございます。

外部へ接続するネットワークのリスク対策といたしましては、①に記載しているように、

医療保険者等向け中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報への入手のみを実施することとしており、下に※で記載してありますとおり、医療保険者等向け中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っておりまして、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みであるため、漏えい・紛失のリスクに対応するものとなっております。

続いて、情報提供ネットワークシステムとの接続につきましては、⑤に記載してありますとおり、医療保険者等向け中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持いたしました、厚生労働省統合ネットワークを利用することとしておりまして、漏えい・紛失のリスクに対応してございます。

また、医療保険者等向け中間サーバー等と医療保険者等の通信の安全性の確保につきましては、⑥に記載してありますとおり、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合は、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データの転送時の通信内容の秘匿や盗聴防止の対応をして、安全性を確保してございます。

続きまして、3点目といたしまして、操作者のログイン検証に係るシステムの制御といたしまして、ユーザー認証の管理について申し上げます。60ページを開いていただけますか。

60ページのリスク2、権限のない者によって不正に使用されるリスク、ユーザー認証の管理をご覧ください。システムを操作する際の操作者の認証につきましては、中段に記載してありますとおり、支払基金の職員が情報提供サーバーアプリケーションを使用する際のユーザー認証について、以下の点にあります、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報連携は、職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作後に自動的に行われる。

システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前に、ログイン操作を行い、操作者を認証するようなシステムで制御しております。

電子記録媒体経由で個人番号又は基本4情報の照会を行う場合は、職員の生体認証を取り入れてございます。

続いて4点目でございます。操作履歴のシステムでの記録と確認といたしまして、特定個人情報の使用の記録について申し上げます。評価書の60ページです。下段の特定個人情報の使用の記録をご覧ください。

具体的な方法の2つ目の点から3つ目の点に記載いたしているとおり、操作履歴をシステムで記録し、操作履歴はセキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行うこととしてございます。

最後に5点目といたしまして、インターネットに接続できないシステム面の措置について申し上げます。65ページの7から、66ページの⑥技術的対策の欄をご覧ください。

保有する特定個人情報が端末等を通じてインターネットに流出しないように、システム

上の対策といたしましては、⑥技術的対策の具体的な対策の内容に記載していますとおり、①として、医療保険者等向け中間サーバー等において保有する特定個人情報、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するために、インターネットには接続できないようなシステム面の措置を講じております。これらのリスク対策を図った上で、運用することとしてございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 今、大変な書類を簡単に御説明いただいた中でも、複雑な情報の流れの中で、いかにリスク管理をするかということで、とても努力されている状況がうかがえたのですが、けれども、どちらかというと、特定個人情報の授受というところに絞って、2つ質問がございまして。

1つは、医療保険者等向けの中間サーバー等において、保険者と回線で接続して、特定個人情報の授受を行います。少し重複すると思えますけれども、その際のリスク対策を、今、ざっとお話しいただいたのですが、物理的にはこう、技術的にはこうというところで、もう1回分けて、簡単に説明していただきたいというのが1点です。

もう1点は、同じく医療保険者等と地方公共団体情報システム機構との間で、電子記録媒体による特定個人情報の授受を行うこともあるわけですが、この場合の電子記録媒体で授受を行う際のリスク対策とか、媒体自体の保管・消去方法について御説明いただきたいのと、私の理解不足なのですが、そもそも、この文章の中に、記録媒体を宅配便のようなもので郵送ということもあったのですが、その辺のリスク管理というのは、どのように考えておられるかということの質問です。

今、全部で3点、大きく言うと2つで、2番目が2つの質問になるのですが、よろしく願いいたします。

○社会保険診療報酬支払基金 1点目といたしましては、保険者等と回線上で接続した場合のリスクといったことだと思いますが、64ページを開いていただければと思います。少し長いので、中間サーバーと呼ばさせていただきます。医療保険者等向けはカットさせていただきます。

64ページの上のリスク2の③として、中間サーバーと医療保険者等の通信は、先ほどもご覧いただいたVPN等の技術を用いた専用線とか、閉域サービスとか、そういった暗号化された通信経路を使用するとしております。先ほども申し上げたので、重ねてになりますけれども、データ転送時の通信内容の秘匿だとか、盗聴防止には対応しているものと思っております。

そのほかにも、いろいろと分散して書いておりますが、その部分もお話しいたします。

○嶋田委員 お願いします。

○社会保険診療報酬支払基金 76ページの真ん中、リスク4、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの中の真ん中ほどなのですけれども、オンラインで入手する場合というところがあると思います。オンラインで入手する場合、特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることによりまして、情報漏えいの防止措置を講じる。これが一番はっきりしたやり方だと思ってございます。

続いてですけれども、2番として、電子媒体の授受などのリスク対策とか、消去とおっしゃられましたので、その場合の点につきましては、57ページの下ですが、左側の黄色い枠の中の⑥技術的対策の右の②、中間サーバー等では、UTM、コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威から、ネットワークを効率的かつ包括的に保護する措置等を導入いたしまして、アクセスの制限とか、侵入検知、侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うようにしてございます。

ほかには、75ページでございます。75ページ、リスク1の目的外の入手が行われるリスクの一番上のところでございます。75ページの一番上のところに、リスク対策といたしまして、支払基金は、医療保険者等が統合専用端末又は電子記録媒体を用いて行う照会要求に応じて、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報を入手するために、自らの操作により特定個人情報を入手することはないとしてございます。

続いては、76ページのリスク4の中の上から6行目か、7行目ぐらいなのですが、電子記録媒体で入手する場合と書いてあるのですが、そこでございます。電子記録媒体で入手する場合は、電子記録媒体を暗号化し、施錠した搬送容器で持ち運ぶこととしております。また、開錠とか、復号化するパスワード等は、別途、通知するような仕組みとしてございます。宅配の部分についても、そういったやり方を考えています。

○嶋田委員 途中で荷物がどこかに行くケースは少ないにしても、もしあった場合も、中を見ることはできないのですね。

○社会保険診療報酬支払基金 できないです。

○嶋田委員 担保されていると考えてよろしいのですね。

○社会保険診療報酬支払基金 はい。

○嶋田委員 分かりました。ありがとうございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 私からよろしいでしょうか。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 たくさんの保険者を同時に扱うということと、情報提供ネットワークシステムを活用するところでは、中間サーバーの役割が非常に大きいとなっているのですが、中間サーバーのところでのリスク対策が非常に重要になってくると思います。そこで、4つの特定個人情報ファイルの中で、資格履歴ファイル、本人確認ファイルについて、限定した場面だけでしょうけれども、電子記録媒体への複製をすることによって、効率化を図る

ことがあると思うのですが、複製関連で、電子記録媒体を取り扱うに当たって、どんなリスク対策を考えておられるのか、その点を御説明いただければと思います。

○社会保険診療報酬支払基金 分かりました。

複製する際の電子媒体の取扱いのリスクといったことですが、54ページをご覧いただいてよろしいですか。54ページの上段の中の左の黄色で塗りました、リスクに対する措置の内容の中の一番最初でございます。資格履歴ファイルにつきましては、職員が符号危殆化により、機関別符号の再取得対象者を抽出する場合に限定して、複製をすることとしております。限定をかけているといったことでございます。

続きまして、78ページです。黄色いところでいいますと、これも同じように、リスクに対する措置の内容の上段からでございます。本人確認ファイルにつきましては、電子記録媒体で機構保存本人確認情報を医療保険者等に提供する場合に限定して複製する。ここでも限定して複製するという形でございます。

複製を行う場合のリスクの対策は、以下に掲げてございます。複製等のファイル操作が可能な職員は、一部の限定された者としてございます。

電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には、都度、媒体管理簿に記入することとしてございます。

使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合は、物理的な破壊を行うこととしてございます。

特定個人情報ファイルにアクセスする作業は、2人で行う相互牽制の体制で実施することとしておまして、定期的にログをチェックいたしまして、データの抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監視することとして、リスク対策を施してございます。

最後にもう一つございまして、81ページをご覧いただきたいと思います。81ページの一番下の欄でございます。黄色いところでいいますと、⑤の物理的対策の中の下から2番目の点でございまして、電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行うこととしてございます。

以上のような対策を施してございます。

○阿部委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 7ページをご覧いただきたいのですが、非常に複雑なシステムで、これを理解するのは、なかなか難しいのですが、そもそも社会保険診療報酬支払基金さんの中で、資格履歴ファイル、機関別符号ファイル、情報提供等記録ファイル、本人確認ファイル、この4つがあって、4つの特定個人情報ファイルを保有することになっているのですが、そのほかにも、副本区画があるわけです。医療保険者が保有する特定個人情報ファイルの副本区画が格納されているという形に、7ページはなっているのですが、副本区画へのアクセスについては、どのような形で制御をされているのか。これについては、先ほ

ども少しお話しいただいたのかもしれませんが、もう一度、御説明いただければと思います。

○社会保険診療報酬支払基金 7ページの中でいきますと、一番きちっと当たっているところで申し上げますと、一番下に※1、※2とあるのですけれども、その上に\*医療保険者等向け中間サーバーという文言から始まっているところがあります。医療保険者等向け中間サーバー等におきましては、加入者の給付、保険料等の個人情報について、各医療保険者等が各医療保険者等ごとに論理的に区分されました、委員がおっしゃいました、副本区画ファイルにおいて保有することとしてございます。そこまではそうなのですけれども、取りまとめ機関は、加入者の給付とか、保険料等の情報を保有することはない。ここにはバックアップとか、そういったことは除きまして、通常、アクセスすることができないといった仕組みになってございます。

○加藤委員 基本的に保険者の情報は見られないという形になっているのですか。

○社会保険診療報酬支払基金 そういう仕組みでございます。完全に区分けされたような形、仕組みにさせていただいております。

○堀部委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

私からは、質問というよりも、要望をさせていただきます。特定個人情報の授受についてのリスク対策、電子記録媒体の取扱いに係るリスク対策、特定個人情報ファイルへのアクセス制御等につきまして、今日は、リスクに関する発言が多かったと思いますが、評価書に記載されているとおりに、確実に実行していただくように、お願いいたします。

あと、84ページの「IV その他のリスク対策」の2の中の①にありますように、医療保険者等向け中間サーバー等の運用に携わる職員及び運用保守事業者に対しまして、定期的にセキュリティ研修等を実施することとしていると記載されております。これも厳格な対応が行われるように、従業者に対する教育を実施していただきたいと思っております。

○社会保険診療報酬支払基金 分かりました。

○堀部委員長 ほかに質問がないようですので、本件につきましては、評価書の内容につきまして、今後、承認の手続を進めていくことにしたいと思います。

本日は、御出席いただきまして、ありがとうございました。これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び厚生労働省職員退室)

○堀部委員長 それでは、議題2に移らせていただきます。議題2「改正個人情報保護法に基づく政令等の方向性について」です。事務局に方向性について資料をまとめさせましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本企画官 本日は、改正個人情報保護法の施行に必要となります、政令の主要な項目を御説明申し上げます。

このスロットでは、そのうちの2つ、個人識別符号に関する政令の方向性と権限委任に関する政令の方向性について、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-1「個人識別符号に関する政令の方向性について」をベースにお話しさせていただきたいと思っております。

個人識別符号の政令に関しまして「1. 趣旨・背景等」から御説明させていただきます。改正個人情報保護法におきましては、定義規定において、新たに個人識別符号を設け、これが含まれる情報が個人情報であることとしております。

このような定義を設けました背景には、現行法が保護対象を特定の個人を識別することができるものとしていることにつきまして、情報通信技術の進展も相まって、法の規定対象とされております、個人情報取扱事業者あるいは個人情報に係る御本人様から、具体的にどのような情報が個人情報であるかが解釈に委ねられるところが大きいとして、その該当性判断をためらうということが、問題として指摘されていたことに起因しております。個人識別符号の定義を設ける趣旨は、これに係る政令を定めることとして、これによって個人情報に該当するか否かを客観的に判断できるようにするとともに、保護対象の明確化を図ることにございます。

「2. 方向性」につきまして、御説明させていただきます。

「(1) 政令における規定について」をご覧ください。政令を定めるに当たっては、個人識別符号を設ける趣旨の明確化というところに鑑みまして、基本的には個別具体的な対象を規定することとしてはどうかと考えてございます。規定することによって、対象がかえって一義的に分らなくなるものにつきましては、不明確となってしまいますので、個人情報保護委員会規則又はガイドラインによって対応し、明確化を図る方向としてはどうかと考えてございます。

四角の枠の中は、政令で規定を設けたいと考えているものになります。第一号個人識別符号関係といたしまして、DNA、指掌紋、顔、手の平等の静脈、歩容、声紋などを考えてございまして、こういったものにつきましては、実社会でも生体認証等に用いられてございます。そういった身体的な特徴をデジタル化・データ化したものを考えてございます。

第二号個人識別符号関係といたしまして、マイナンバー、医療保険と社会保険の被保険者識別番号、基礎年金番号、国家資格の登録番号、運転免許証番号、旅券番号、住民票コードなどを考えてございます。

「(2) ガイドライン・QAの記載事項について」は、ガイドライン・QAにおいては、特に内容が解釈によるところが大きい、第一号個人識別符号に係るものを明確化することとしてはどうかと考えてございます。例えばDNAの解析結果といったとき、どのような情報が該当するののかということは、明らかにしていく必要があるだろうと考えております。ただし、専門的な内容となりますため、その記載の精度の詳細さにつきましては、専門家の意見も踏まえたものとする必要があると考えてございます。第二号個人識別符号については、政令や個人情報保護委員会規則によって、該当性が明らかとなるものであろう、法令用語等を用いますので、明らかだと存じますので、基本的に特記事項はないものと考えられるのではないかと考えております。



この政令の関係につきまして、改正法制定に当たりまして、国会審議あるいは関係者からの御意見を含めまして、争点とされている情報がございます。まずは状況の御説明をさせていただきます。

クレジットカード番号、携帯電話番号、メールアドレス、あるいはサービスIDですとか、ポイントカードの番号といったような、民間の法人・団体が割り当てる番号というのは、果たして個人情報なのかということが、これまで争点とされております。

そのようなものの背景といたしまして、主な意見というものが、どういったものかということをおし御説明させていただきます。

自民党から頂戴しておりますのは、個人情報の定義の拡大は行うべきではない。他方、個人情報とは言えないもののメールアドレスや携帯電話番号のように、それ単体で本人の意思に反して提供・流通することによって、個人のプライバシーへの影響が小さくないものがあるだろう。これについては、委員会が規定する情報を定めて、第三者提供については、取扱事業者が自主ルールを定めるなどの対応をすることとしてはどうかという御提言を頂いております。

公明党からは、自民党からのように、個人情報に何が該当するのか、携帯電話番号、メールアドレスについてどうだということは、明確にはされていないものの、同じような形で御意見を頂いているところがございます。国会審議においては、技術の進展に対応できるような形にしてほしいということで、言われております。

野党からは、基本的に、携帯電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号については、一般人感覚からしてみても、個人情報ではないかという意見を頂いているところです。

経済団体様からは、個人情報の番号というのは、該当しないのではないかとということと、政令を定めるに当たっては、事業者団体の意見をよく聞いてほしいという2点を言われております。

その他、世論調査ということで、その情報のみで、個人情報に該当すると思われる情報は何でしょうということで、複数回答可という形で、政府広報をかけさせていただいております。

一番パーセンテージが高かったものは、氏名、住所、生年月日、性別のみがそろったデータということで、77.6%、次が公的機関発行番号ということで、免許証、旅券番号、基礎年金番号などが64.5%、続いて、クレジットカード番号が58.0%、携帯電話番号が56.6%、指紋、顔、遺伝子情報と続いております。こういったものが一般的な感覚だということで、表れているところでございます。

最後にまとめといたしまして、争点とされる情報につきましては、資料のほうで「など」と書かせていただいておりますことと、個人情報保護委員会規則等で明確化することとさせていただきますとおり、バスケットクローズ情報のようなもの、これに列挙しているものに準ずるもので、委員会規則に定める等という規定のことも考えられますので、そちらのほうで、今後は情報通信技術の進展ですとか、社会情勢、あるいは国際的な動向に配慮しつつ、今後、

定めることを否定するものではないと考えてございます。

事務局からは以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○事務局 続きまして、資料２－２「権限の委任に関する政令の方向性について」に基づきまして、説明させていただきます。

改正個人情報保護法に基づき、個人情報保護委員会に付与される監督権限のうち、報告徴収と立入検査の権限につきましては、一定の場合、法令上は事業所管大臣と呼んでおりますけれども、各省庁に委任をすることが可能となっております。委任の詳細につきましては、種々政令のほうに委任をされておりますので、必要な規定を定める必要がございます。

具体的には、１の（１）～（５）に並んでいる項目が、政令において規定する必要がある項目となっております。

「２．方向性」の中で（１）～（５）につきまして、順次、御説明させていただければと思います。

（１）の権限の委任が可能となる事情についてでございます。改正法におきましては、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があること、その他の政令で定める事情があるため、必要があると認めるときにのみ、報告徴収、立入検査の権限を各省庁に委任することが可能となっております。

こちらの事情につきましては、今回の委任の規定が設けられた趣旨に鑑みまして、下記①②の２点を定めることとしてはどうかと思っております。

①は緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることということで、こちらは、法律で書かれているものを確認的に再度規定するものでございます。

②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために、事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があることと規定してございます。なお、政令上、こういった抽象的な文言が出てきますけれども、実際の委任先につきましては、具体的な事案の発生時の状況ですとか、事業所管大臣の監督体制等を踏まえまして、これら①②の事情への該当性を総合的に判断した上で、決定することとなります。

それでは、政令の規定に基づきまして、実際にどういった委任の考え方になるのかということにつきまして補足をさせていただければと思います。

政令で規定する委任が可能となる事情につきましては、抽象的な表現になりますが、他方、実際には、次の事情、例えば委任先の省庁の監督体制ですとか、委任先省庁の希望とございますか、意思、こういったあたりを勘案しながら、政策的に判断していく必要がございます。

その上で、現状、次にあるようなことを実務上は考えております。

委任の種類としまして、法令上出てくる種類ではないのですけれども、実務上、個別委任、包括委任という２種類の委任があるのではないかと考えております。

個別委任につきましては、具体的な事案が発生した際に、その事案の内容や発生時の状況を踏まえまして、その事案への対応に必要な範囲で権限の委任を行うものでございます。特に緊急的な場合といったものが、想定されると思っております。

包括委任につきましては、具体的な事案の発生を待たずに、あらかじめ権限の委任を行っておきまして、その対象となる事業分野における報告徴収・立入検査につきましては、原則として、委任先の省庁にお任せしておくものと、2種類の類型があるのではないかと思っております。

具体的にどういった場合に、こういった委任を行うことになるのかにつきましては、一案を考えてございます。

権限の委任が可能となる事情の具体的な内容につきまして、緊急かつ重点的な場合につきましては、例えば大規模な漏えい事案が発生した場合ですとか、特定の業界で多発的に発生している場合には、委員会のリソースを、特殊な一部の事案、業界に集中し過ぎますと、他の業界に対する監督がおろそかになる可能性がございますので、こういった事情がある場合には、委任が可能となるように、ルールを整備しておく必要があると思っております。

効果的かつ効率的に専門的知見を活用する必要がある場合につきましては、例えば事業所管大臣、各省庁が、個人情報保護法以外の各種事業を規制する法律におきまして、所管の事業者から定期的に報告を受け、又は定期的に検査を行っており、それらの検査、報告の中で、個人情報の取扱いについてもチェックがなされている場合ですとか、そのほか、定期的とは言わないまでも、所管の事業者における個人情報の取扱いの状況を日常的に調査・把握する体制が構築されている場合には、個人情報保護法がなくても、業法に基づく監督・チェックの中で、個人情報の取扱いを各省庁がチェックできる体制があるということです。それに合わせて、個人情報保護法の関係のチェックも行っていただくのが、効率的ではないかということでございます。

こういった考え方に基きまして、今後、具体的に省庁との調整を行っていきたいと思っておりますが、現状複数の省庁から、特に包括委任の委任を受けたいという希望が出ているということで、承っております。ですので、今後はこうしたところをベースに、調整の上で、具体的な委任の作業を決定してまいりたいと思います。

以上が権限委任の具体的なケースに関する御説明でございます。

(2) 権限の委任の方法につきましては、1枚おめくりいただきまして、委任をする前にあらかじめ事業所管大臣と協議を行う必要があります。また、委任した場合でも、委員会が自ら権限を行使することは、引き続き可能という規定を整備しようと思っております。

(3) につきましては、委任を受けた事業所管大臣が権限行使を行った場合、その結果を委員会に報告しなければならないという義務が、法律上課されておきまして、その方法を規定するものでございます。

特に２段落目ですけれども、報告の期限につきましては、各省との間で委員会が個別に設定いたしますが、違反が認められる場合には、直ちに報告いただくという規定を整備しようと思っています。

（４）につきましては、委任を受けた事業所管大臣の地方支分部局等への更なる委任の話です。

（５）につきましては、自治体に仕事をお任せいただくこともできるようになっていまして、これらにつきましては、現行の政令においても、各省庁が主務大臣として、地方支分部局や自治体に委任するための規定がございますので、現行の政令の規定を参考に、整備してまいりたいと思っております。

最後に各省庁との連携の在り方について、こちらは政令に出てくる話ではないのですが、改正法におきまして、各省庁の連携が規定されておりますし、そういった規定がなくても、当然委員会と各省庁ですとか、各省庁間の連携というのは、図っていく必要があると思っておりますので、個人情報の保護に関する基本方針という閣議決定文書におきまして、我々委員会と各事業所管大臣ですとか、各事業所管大臣同士の連携というあたり、特に情報の共有を密接に行っていきたいと思いますという趣旨のことを基本方針で規定したいと思っております、そういった観点での各省庁の調整も、委任の調整と並行して進めていきたいと思っております。

私からの説明は、以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお出しください。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 委任先の件で質問ですが、今後、委任を希望するところが更に増えていく可能性は大いにあると思いますが、委員会として、こういったことは、定期的に棚卸しをして、見直していくのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

○事務局 今後、今日御説明したような、委員会としての委任の考え方のあたりを各省庁に示していく中で、更に希望する省庁が出てくる可能性がございます。その上で、実際に委任するかどうかというのは、こちらとしての考え方ですとか、彼らの体制を踏まえて、今後、決めていく話になります。

まず決めておく必要がありますのは、個別委任につきましては、施行後に実際に事案が発生した際の状況を踏まえて、調整していく話になりますので、改正法施行の時点で決めておくべきなのは、包括委任先がどこになるかという話でございます。現段階での調整は、今回の施行時点でどこが包括先になるかというところでございますので、もちろん施行後に各種状況の変化等に応じて、そこが追加されていく可能性はございますけれども、包括委任先が日々変わってしまうと、こちらの体制の作り方もかなり混乱してきますので、定期的に行うかどうかは、検討ですけれども、施行後にぶれていくということまでは、想定していません。

○山本参事官 1点補足をいたしますと、今、事務局からも説明があったように、改正法の施行時の包括委任の体制の調整というところが、今日、お諮りしておる、基本的な方向性です。そこから先のところは、実際に包括委任を行っていくときには、委員会での御審議を賜った上で、我々は委任先の大臣に対して、文書で協議を行って、先方の了解を得て、実際に委任するという手続を経ていくこととなりますので、その段階で、今、事務局からもあったような、足元の状況、今後の見通し、当方の事情も含めて、総合的に判断を賜って、調整をしていくことになると思います。そういう意味では、毎年どういう形にしていこうかというところについての判断というのは、賜っていく流れになるのではないかと思います。

○宮井委員 分かりました。

○其田事務局長 もう一つ補足をさせていただきますと、今日、お諮りする趣旨は、まさに資料2-2にある政令の書き方、政令で何を決めるかということ、今日はお諮りをしてございます。ただ、政令の文章が余りに抽象的なので、具体的・実務的にどういうイメージかということで、今の事務局の中での調整状況を報告させていただいたものです。

今、事務局からも説明がありましたように、希望している官署がありますから、ここをキックオフ、スタート段階として、今後、各省と調整をします。共管になっているところが、片方は手を挙げているけれども、片方は手を挙げていないみたいなものもありますので、その辺を調整した上で、どこに包括委任をしましょうかということは、最終的に再度委員会にお諮りをして、決めてまいりたいと思います。

○宮井委員 分かりました。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 意見ですが、個人識別符号に関して、特に争点となるものについては、それだけをもって、特定の個人を識別するものになり得るのかという点の議論と、既に国会でなされた答弁が持つ重みといいますか、社会への影響、認定個人情報保護団体の自主ルールというものがあるということなどが、今、整理できるということを考えれば、現時点ではこの整理になるのではないかと思います。

ただ、先ほど御説明がありました、世論調査の結果によると、多数の方がクレジットカード番号や個人契約の携帯電話番号について、個人情報というもののイメージの上位にランク付けしているということを考えれば、携帯電話の番号等について、今後の法改正を見据えて、更に実態を見つつ、検討する必要があると思います。また、このような世論調査・意識調査は、継続してやっていく必要があると思います。

○堀部委員長 御意見として、承っておきます。

○丹野委員 権限の委任についても、ついでに話してよろしいでしょうか。

○堀部委員長 どうぞ。

○丹野委員 権限の委任については、場合を特定して、緊急時の話と平時における効果・効率と専門的知見の観点を明示したということは、とても良いと思われれます。各省庁が現

実に民間事業者を包括的に監督している中で、個人情報の部分だけを切り出して、監視・監督というのは、いろんな観点、人的リソース、法的な点、効果・効率といったものでも、現実的ではないだろうと思いますので、これはこの方向で非常に良いと思います。

○堀部委員長 嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 質問なのですが、先ほどの第一号個人識別符号関係の歩容のところですか。これにこだわってしまうのは、私の前の会社でやっている研究に関わっているからです。これは実際にイメージとしては、ビデオなどで映したものだと考えればよろしいのですか。

○事務局 画像自体というよりは、そちらをそのまま照合、マッチングできるように加工したようなデータをイメージしております。ですので、防犯ビデオ画像そのものというよりは、それを更に使いやすいように変換したようなものです。

○嶋田委員 今、日本人は、膝の病気がものすごく増えてきているので、歩き方を観測することによって、いろいろ予測できるようなシステムは、製薬会社さんだけではなくて、日用品のメーカーでも、研究項目に入れているのです。そのときに、それはよく使うものなのですが、歩容というのは、どういう影響が出るのだろうかという懸念がありまして、この辺のところは、業界の意見なども更にヒアリングしていただいて、齟齬がないようにしていただきたいということです。

それから、丹野委員がおっしゃることと全く同感ではあるのですが、法律の条文の第2条第2項第2号を読みますと、法律に明るい方々ですと、こういう解釈ができるのですが、一般の人たちがイメージしてしまうものは、どうしてもクレジットカード番号とか、消費するものに係る番号というイメージがとても強く出てしまっているのです、それをどう説明していくか、説得というか、今はこうやるということを引きと国民に説明しないと、違和感が出てしまうのではという懸念がありますので、そこは我々も含めて、こういった場で少し議論していくべきなのではないかと思います。入れる、入れないではなくて、どうやって国民の理解を得ていくかというところは、議論する必要があると感じました。

○堀部委員長 ありがとうございます。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 3点ありまして、まず個人識別符号に関しましては、お二人の御意見と若干重なるのですが、携帯とか、クレジットというものは、肌感覚で、国民がこれは個人情報ではないかということになっているかと思っておりますので、今回、入らないということは、非常に波紋がある部分になるかと思っております。実際にそれを入れるべきではないと思っておりますが、そのためには、別途、国民に納得感というものを持ってもらい必要があるということで、1つは、個人情報をしっかり守るという意味でのメリット感はあるにしても、それが個人識別符号になってしまうと、逆に不便になってしまうというデメリットの部分についても、しっかりと広報していく必要があります。

同時に、自主ルール、あるいは運用に関しまして、しっかりと見ていくという姿勢を見

せることが重要だと思いますので、この際、それぞれの業界の自主ルールあるいはガイドラインについても、こちらでしっかり点検をして、必要があれば、強化をお願いするような形もとっていかないといけないのではないかと考えています。

もう一つは、国際的な観点でいきますと、EUがそういった符号を入れているという状況がありますので、その辺については、今度、国際間の調整ということになってくるかと思いますが、そこに関しても、きちりと対応できるようなロジックといたしますか、そういったものをつくっていく必要があると思っています。

あと、委任に関してなのですが、これから細かい方向性を決めていくことになろうかと思いますが、各省庁との連携というものが非常に重要ですし、これも逆にいうと、委員会の成り立ちに大きく関わる、今回の改正法の中の1つの目玉だと思っております。ここに情報の共有とか、しっかり連携していくということが示されておりますが、具体的なメカニズムといたしますか、どういった仕組みでそういうものをきちっと常態化していくかということが、非常に重要だと思いますので、これは今後の検討課題だと思いますが、そこを重視して、今後やっていければと思っております。

意見的な話になりますが、以上です。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 個人識別符号については、今、案として列記をしているものというのは、第一号関係では、その人に限定されたもので、これ1つで特定できるというもので、堅く書いていると思います。それから、第二号の行政機関とか、権限を持っているところが指定した番号ということで、民間が好きなように設定できる番号とか、あるいは譲渡可能なものというのは、ちょっと怪しくなってくるので、そういう意味では、政令で書くものとしては、堅く、どう見ても間違いのないようなものというのが、正解だろうと思います。

今、ここに書いてあるものでもそうなのですが、もう一つの視点は、実害なのです。秘密保持の場合、形式と実害というのが、裁判上、よく問題になるわけですが、情報保護についても、プライバシーの侵害だとか、あるいは財産的な被害にすぐに結び付くようなものは、優先的に扱うべきだと思うのですが、そうでないものについては、恐らくいろんなところで、いろんな議論が出てくると思います。議論がたくさん出てきたときに、指定はしてみたものの、そうでない場合もあるので、これは対象でないということが出てくると、ちょっとやり過ぎではないかという話が出てくると思うので、いろんな余地のあるものについては、二段構えで、もう少し検討してから、確信を持って指定できるようなものを徐々に広げていくという方式のほうがいいのではないかと思います。

クレジットカードは、非常に大事だと思って、一種携帯電話もそうだと思うのですが、場合によっては、譲渡可能で、扱っているところが、それなりの責任を持っているわけです。クレジットカードですと、クレジットカード会社できちんと保護をしておかないと、財産被害に結び付きますので、それを扱っている事業者は、自分のところの責任問題になってきますので、きちんとした対応をすることになります。ある程度は民間の自主

的な努力と最終的な実害との関係で、損害賠償はどうか、その辺をよくにらみながら、やっていく必要があるのではないかと思います。

そういう意味で、特に争点となっているものについては、一つ一つ、もう少し掘り下げた検討をして、もっと具体的に検討していくべきではないかと思います。特に譲渡可能とか、あるいは簡単に人に物を提供したり、電話などはそうなのです。結局、連絡したりするためには、名刺を簡単に配ったりしているのです。ですから、そういうふうにして、一旦配ったものをどこまで保護するかというのは、かなり難しいと思います。ファイルにして、それを転売するとか、そういうやり方は、程度の問題もあると思うので、そのものを指定するというよりは、扱い方について規制をしていくような、そんな取組も必要ではないかという気がします。

それから、委任の関係で、私が分からなかったのは、委任について、従来やってきたような各省庁の指導というのは、利用者が事業を行うに当たっての留意事項みたいな形で、指導していると思うのですが、委任をすることになると、検査とか、あるいは命令だとか、規制が入ってくるのです。ですから、その辺の委員会の権限は、それぞれの分野ごとに、個別の協定を結んでやることになると思うのですが、それでも相手方に応じて、どこまで委任するかという権限は、何段階かあるのです。何段階かあるものをどの段階まで委任するかということを考えながら、委任していく必要があると思います。

最終的には、各省庁が独自にできる分野というのは、まさに行政で指導するのであって、行政指導を普段やっていないと、委任されても実効性がない。ですから、包括委任という形で、最初から委任して、それでやってくださいということで、何か問題があった場合には、直接委員会として、監督権限行使をするということも、当然残しておかないといけないのですが、通常の場合には、指導の部分もかなり大事にしておいて、その上で、それを前提にして、個別の委任も行うという、対応が必要になってくるのではないかという気がします。

○堀部委員長 手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 各委員がおっしゃっていることと、私も大体同じなのですが、その中で、特に言いたいところは、第二号の個人識別符号関係のところでは、クレジット番号と携帯電話の番号は、国民の方たちは、個人情報だと考えると思います。ただ、今回、外してみるとか、もうちょっと検討しなければいけないというときに、理論武装をちゃんとしなければいなくて、その点は、例えば携帯番号でいえば、よく議論があるのは、お父さんが買って家族に配ると、その番号というのは、本人と確実に紐付いていない。だから、携帯事業者の場合は、要は課金ができればいいわけです。それが番号の紐付けであって、本人ではないのです。ですから、そういうところを明確に言うことによって、こういうところがはっきりしてくることがあります。

そこをつくっている法律があるわけで、それとの関係を明確にして、それに基づいて、個人情報保護としてはどうなのかというところを、はっきりさせていくというところが



事だと思えます。それは金融庁の金融等に関する法律もそうだし、クレジットも大分そういうところがあるので、そこはもう少し掘り下げてほしいと思います。以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 1つだけ言わせていただきますと、委任のことについても、皆さん言われたことと同じようなことなのですが、やり過ぎてしまうと、この委員会の存在意義というか、レゾナートルが随分崩れてしまうという気がしているので、そこは頑張って、いろいろとやっていただきたいと思います。

それから、クレジットカードはそうなのですが、例えばメールアドレスにしても、携帯番号にしても、公表することが必要な番号であって、変更することも可能であってということを見ると、どうしても個人識別符号そのもの自体とは、ちょっと違うのではないかと感じておりますので、意見の表明とさせておいていただきたいと思います。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今の議論の中で出てきているのは、個人が持っている、大事なものという発想から考えると間違いで、例えば携帯電話番号とか、メールアドレスとか、クレジットカードなどでも、カードから持ち主が特定できるかどうかということを考えないといけない。プライバシー関連です。財産的な被害は悪用されると大きいだけけれども、それは本人であるかどうかは関係なく、そこにつながっているお金が被害に遭うということなので、それはまた別問題ではないかと思えます。

識別符号によって、本人が特定できるかどうかということは、個人情報保護としては非常に大事なので、そこを明確にしておかないと、財産的な被害を受けて、みんな大事に持っているかという、財産、お金なんか、みんなそうになってしまうわけです。その辺はかなりしっかり定義していかないと、長くもたないのではないかという気がします。

○堀部委員長 どうぞ。

○加藤委員 例えばクレジットカードというのは、結局、口座と紐付いているわけです。その口座を持っている人が、その本人である確証というのはないわけで、もしかすると、クレジットカードと個人というのは、紐付いていない可能性が結構あるのだろうと思えます。そういった可能性も考えていく必要があると思えます。

○阿部委員 クレジットカードと銀行口座が結び付いて、それが財産の扱いの原因になるというのであれば、それを管理するところの安全管理の問題なのです。だから、それはストレートに、損害賠償などに結び付いて、別なルートで解決できる問題なのです。

○堀部委員長 どうぞ。

○嶋田委員 その議論はとても大事なのですけれども、「個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカード、そのほかの書類に記載されて」という表現は、そのまま理解されると、誤解されるのではないかと、すごく不安なのです。

○阿部委員 これは解釈に困りますね。

○嶋田委員 そうなのです。

○丹野委員 今後の面でね。

○嶋田委員 このまま読むと、普通の人には、そこまで深読みできないから、それはきちんと納得性のあるものにしないとイケないと思います。今、こういう議論をされていること自体、すごく大事なことだと思うので、それをやらなければイケないと思います。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。

大変貴重な意見を種々述べていただきまして、どの点をどう議論すべきかという論点はかなり明確になってきたかと思います。

今日は、方向性ということで、議論をしていただきまして、こういうものを入れてもいいのではないかと御意見はありましたが、方向性については、御了承を得られたように思います。

今後、委員会でも、実際に成案として定めるとなると、それをどういうふうに入れていくかということがありますので、その段階で、また御意見を出していただき、対立する場合には、多数決で決めることもありますし、可否同数の場合には、委員長が決するということになりますので、そういうことで、今後、引き続き検討していくことにいたします。

今日は、方向性を出していただき、これによって、議論が活発になったということの意義は大きいと思います。そういうことで、また事務局とも相談しながら、今日、頂いた御意見を整理しながら、今後、検討していただきたいと思います。

そういうことで、よろしいでしょうか。

それでは、議題2は、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題3「行政事業レビュー行動計画について」、栗原企画官から説明をお願いいたします。

○栗原企画官 資料3をご覧ください。個人情報保護委員会行政事業レビュー行動計画(案)をお諮りしたいと思います。

行政事業レビューは、皆様方、御案内のように、政府全体で、各府省が予算要求をする際に、これまでの事業をきちんと点検する、いわばPDCAサイクルを回すというスキームで進められている政策でございます。

毎年度のことはありますが、年度末、3月の下旬ぐらいに、閣僚が全員出席する行政改革推進会議において、翌年度の実施要領が決定されます。それに基づきまして、各府省は4月の上中旬ぐらいに、毎年度、行動計画を策定するものでございまして、当委員会においては今年で3回目の対応になるものでございます。

今年の大きな変更点は2点ぐらいありますので、そこを中心に御説明したいと思います。

資料3の3ページ目をご覧ください。「キ」の下あたりでございます。1点目は、調達改善といった取組でございまして、「キ」の下の2つ目のポツ、入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に1者当たり10億円以上の支出を行った支出先については、その理由及び改善策を記載することという形にな

っております。

背景を少し申し上げますと、今国会の予算委員会あるいは決算委員会で、某府省庁の調達が問題になりまして、そういったものは適切ではないのではないかと、河野行政改革担当大臣からも指摘がありましたことから、一者応札の関係は、運用とか、改善策をしっかりとやりましょうということで、追加されたものでございます

2点目は、当委員会も関係するところですが、4ページ目をご覧ください。外部有識者による事業の点検というものをやっていたいております。初年度は、こちらにいらっしゃる加藤委員に座長を務めていただきました。

この外部有識者による点検の関係なのですけれども、2の(1)の一番下のパラグラフ、委員会は、外部有識者の点検終了後、委員会におけるレビューの取組全般について、外部有識者の方々、具体には、座長になると思うのですが、座長が委員長に対して、直接講評を行う場が設けられることとなりました。各省庁の政務三役に報告が上がっていないのではないかと、河野大臣が問題意識として持つておられるようで、当委員会の場合ですと、委員長に直接御報告するというスキームがとられることとなっております。

その他、優良事例のホームページへの公表とか、政策評価との連携等々が書いてありますが、細かい話ですので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいですか。

特に変えることはないということで、進めていきたいと思えます。

それでは、議題4「出張の報告について」ですが、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、3月の出張報告につきまして、私から御報告をさせていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。

平成28年3月6日から9日まで、アメリカ合衆国のワシントンDCに、宮井委員、ほか事務局職員二名で行ってまいりました。

訪問先は、資料にもありますが、米国連邦取引委員会(FTC)、米国連邦通信委員会(FCC)、米国商務省及び民間団体のインフォメーションポリシーリーダーシップセンターの4か所になります。

当方からは、個人情報保護委員会の設置の報告、我が国の個人情報保護制度の紹介及び国際的な執行協力の要請を行いまして、先方からは、個人情報保護に関する最近の取組の説明がありました後、意見交換を行いました。

いずれの会合におきましても、日本の委員会の設置については、喜びと称賛の声を頂きまして、今後の国際的な連携に対しましても、非常に強い思いを感じることができました。

簡単ではございますけれども、以上で3月の出張報告を終わります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

御質問などはございますか。

宮井委員、いかがですか。一言お願いします。

○宮井委員 委員になって1か月ぐらいで行ってまいりましたけれども、感触としては、今、事務局からご説明がありましたように、非常にいいコミュニケーションができたのではないかと思います。このような委員会ができたというお知らせと、今後の活動の中で様々な協力のお願いをさせていただいたということでもあります。

特に事業者の方々とのコミュニケーションの場においては、私が元々パナソニック出身ということで、より近しくコミュニケーションができたと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

海外に出張していただいて、情報もいろいろとたまってきていますので、そのうち、皆さんで、情報交換する機会を持てればとも考えておりますので、その際は、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に議題5「その他」です。

1件目は、国会報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしくをお願いいたします。

3月15日の委員会会議におきまして、各省との調整にかける国会報告案ということで、御了解を頂きました。

その後、各省との協議、また委員の皆様にもご覧いただいて、お気づきいただいた点、内部での文書審査を経まして取りまとめたことにつき、本日、御報告をさせていただきます。

主な修正内容といいましても、基本的には、今、申しましたような、文書審査などが中心になりますが、大きく言いますと、22ページ以降の付章を中心として、年度末時点での数字の実績が固まりましたので、数字を埋めているというところが、内容面としては大きな変更点になります。

そのほか、主に本文等については、表記の揺れを直すとか、半角・全角といった体裁の修正ですとか、そういった文書審査的な修正を施しております。

この取りまとめました案でもって、国会報告の案として御決定いただきましたら、これからは、政府内で閣議決定をしていく手続、与党への御説明の手続を進めていきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見があれば、お願いします。

年次報告は、事務局で適切にまとめていただいていると思いますので、これを閣議決定の手続にかけるようにしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

○堀部委員長 次に2件目、国際的な協力の枠組みへの参加につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今回は、当委員会が国際協力への枠組みに参加するための所要の手続を事務局で進めてよいか、お諮りしたく、御説明させていただきます。

主な枠組みにつきましては、4つになります。主に情報交換を目的としているものがデータ保護プライバシーコミッショナー国際会議とアジア太平洋プライバシー機関フォーラムとなっております。また、海外で情報漏えいした場合等の執行協力の枠組みがグローバルプライバシー執行ネットワークとアジア太平洋経済協力（APEC）越境執行協力取決めとなっております。

我が国におきましても、本年1月に、個人情報保護委員会が発足しましたことから、海外のデータ保護機関との情報交換ですとか、執行の協力により、日本の居住者の個人情報の保護を図る必要があります。したがって、当枠組み等への参加の手続を進めたいと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

御質問、御意見があれば、お願いします。

どうぞ。

○阿部委員 新年度の予算は、これに十分対応できるぐらい、確保してあるのでしょうか。

○事務局 確保してございます。

○阿部委員 それは大変結構です。

○堀部委員長 日本に個人情報保護委員会ができたことによりまして、国際的な協力を一緒に進めることができるようになりましたので、その手続をやっていくことは、重要だと思います。そういうことで、御了承いただきたいと思います。

どうぞ。

○手塚委員 これは年何回ぐらいずつあるのですか。

○事務局 データ保護プライバシーコミッショナー国際会議が年1回でして、アジア太平洋プライバシー機関フォーラムが年2回です。

○堀部委員長 グローバルプライバシー執行ネットワークはまたいろんなところでやっているのです。

○事務局 グローバルプライバシー執行ネットワークは不定期になっておりまして、アジア太平洋経済協力（APEC）越境執行協力取決めは年2回になります。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

○手塚委員 はい。

○堀部委員長 ありがとうございました。

次に3件目です。要配慮個人情報に関する政令の方向性につきまして、事務局から説明していただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしくをお願いいたします。

要配慮個人情報に関する政令の方向性について御説明いたします。

要配慮個人情報の定義に係る政令の規定事項については、基本的な考え方として、病歴や犯罪の経歴など、法律に定めた事由と同様、不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するという性質があるものを政令で定め、定めるに当たっては、他の法令の規定、社会通念、諸外国における取扱いなどを参考に、具体的に差別や偏見が生じるおそれがあるか否かを検討し、範囲を定めていくこととし、あわせて、医療現場等に混乱が生じないよう留意するという形にしてはどうかと考えております。

個別具体的に政令に定める事項の定義、考え方について御説明いたします。

1つ目として、障害を考えています。障害は、障害者差別解消法などの他の法令においても、差別や偏見を生じさせるおそれがある情報として、認識をされて、障害を理由とした差別等を禁止しております。このような状況から、身体障害、知的障害、精神障害全ての障害を要配慮個人情報としたらどうかと考えております。

また、診療情報、調剤情報、健康診断の結果、保健指導の内容については、いずれも個人の健康状態が明らかになる情報で、病気を推知あるいは特定させる可能性のある情報であり、要配慮個人情報としたらどうかと考えております。

また、ゲノム情報は、現在の健康状態のみならず、将来発症する可能性のある病気の情報や子孫へ遺伝子変異を伝える情報を含んでおりますので、要配慮個人情報としたらどうかと考えています。

なお、ゲノムタスクフォースにおいても、配慮を要するべき情報であるなどの意見が取りまとめられております。

また、被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実は、法律で定められた犯罪の経歴に準ずる性質のもので、刑事手続を受けたという事実は、犯罪への関与が強く推察され、社会から不利益な取扱いを受けることが考えられるため、要配慮個人情報としたらどうかと考えております。

また、非行少年として少年保護事件の手続を受けた事実は、法律で定められた犯罪の経歴に準ずる性質のもので、成人の場合と同様に、差別や偏見を生じさせるため、要配慮個人情報としたらどうかと考えております。

この他、介護に関する情報、性的指向、性自認、労働組合の組合員であることについては更に検討が必要と考えています。

すなわち、介護に関する情報は、要介護度などから、個人の健康状態が明らかとなりますが、これらの情報から差別や偏見が生じる具体的事例は、なかなか想定しにくく、更に検討が必要だと考えております。

また、性的指向、性自認、いわゆるLGBTは、国内において、性的マイノリティの差別解

消に向けた取組、また、理解促進に向けた取組、様々な動きがあります。こういった動向に留意する必要がありますので、こういった動向を踏まえ、更に検討が必要だと考えております。

さらに、労働組合の組合員であることについては、日本において、半数以上がユニオンショップ協定を締結しているため、必ずしも秘匿性の高い情報とは言えず、また、労働組合員であることを理由とした不当労働行為等が労働組合法などで禁止をされております。こういった観点から、今回は要配慮個人情報としないこととしてはどうかと考えております。

ここまでが、要配慮個人情報の定義についてでございます。

要配慮個人情報は、取得時、本人同意の下、情報を取得しなければなりません。法律において、本人の利益、他の利益のためにやむを得ない場合については、例外として、本人同意なく、要配慮個人情報を取得できる規定が設けられています。政令においても、これらに準ずるものを定めたいと考えております。

1つ目は、要配慮個人情報に該当する事項が本人を一見して明らかな場合です。外形上の特徴から、要配慮個人情報に含まれる事項が認識できる状態を想定しておりまして、例えば身体障害の様子が防犯カメラなどの画像、あるいは写真に写り込んでしまった場合や受付窓口で身体障害者であることをメモに記録する場合に、逐一本人同意を得る必要がないものとして、例外として、規定してはどうかと考えています。

もう一つは、委託、事業承継、共同利用に伴う提供を受ける場合です。委託、事業承継、共同利用によって、要配慮個人情報の提供を受ける場合を想定しておりまして、これらは、法律上、第三者提供に当たらないと整理されておりますので、この取扱いとの整合性を図るため、取得時の本人同意の例外として、規定してはどうかと考えております。

以上、定義、例外に係る政令の規定事項について御説明申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見をお願いします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 1点、介護に関してなのですが、今、例えば地域の中で、医療・介護・住まい方、あるいは様々な形で、皆さんで、介護の必要な人を助けようという流れの中で、これを要配慮個人情報にすることは、流れとしては、反対だと思います。また、認知機能でも、徘徊とか、いろんな問題というのは、多くの人知っておいたほうが、個人のためにとってもいいのではないかと考えますので、個人的には、これは入れないほうがいいのではないかと考えています。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 私も同様でございまして、介護に関する情報と性的指向と性自認、労働組合員であることに関しては、今、これらを入れるというのは、時期尚早なのではないかと思っております。

特に介護に関していえば、今、おっしゃったように、一律に要配慮とするのは、むしろ地域で、介護をされる人は見守りましょうとか、本人を支援しましょうという社会の動きの中で、逆行する気がしますし、少なくとも介護の情報によって、差別や偏見が生じ得るというのは、ちょっと違っているのではないかと思っています。

また、性的指向と性自認に関しては、どちらかという、議論が一定の方向に収れんしているかという、そこまでの合意はなさそうな気がします。

労働組合についても、要配慮にするほど、差別とか、偏見があるという感覚は、全くありませんので、この3つについては、いかがなものかと思います。

○堀部委員長 宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 私も全く同じ意見です。

特に労働組合については、組合員であるからといって、差別を受けるという実態は余りないので、意味がないと思います。

あと、介護についても、お二人の委員がおっしゃったことと同じです。

LGBTについては、非常にデリケートな問題を有すると思いますので、もっと議論をしていく必要がある気がします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 介護に関する情報、性的指向、性自認、労働組合員であることに関しては、皆さんと全く同じ意見なのですけれども、1つ、健康診断の結果、保健指導の内容について、質問なのですけれども、例えば会社で健康診断を受けさせるという義務があるかと思いますが、その結果は、今、会社で収集するということになっています。基本は本人同意ということでやっているのかもしれませんが、実際に同意しない人間も出てくる可能性があると思います。その辺のところは、商法上なのか、法律的な部分の縛りと何か齟齬が出てこないのかということをお聞きしています。

あと、最近、メンタルヘルス問題というものがあって、職場でのサポートみたいな部分が必要になってくる場合、同意をとってサポートするというのは、逐一できない可能性がある。むしろしないほうが良いという可能性もありますので、そこは例外事項として、何らかの措置を考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○堀部委員長 お願いします。

○山本参事官 健康診断につきましては、今、熊澤委員から御指摘があったように、会社の中で運用される際にも、基本、書面で同意、チェックをすることが多いと思います。そういう形での同意取得については、法律で会社に義務付けられている健康診断の内容でもございますので、適切になされているケースが多数だと思いますが、他方で、同意をしない方の取扱いについては、対応が必要になると思いますので、実際にこのような形で、要配慮個人情報とする方向を得た上で、もう一段、厚生労働省を始めとして、現場に耳を傾ける必要がある、説明の場を持つ必要があると思います。



あと、メンタルヘルスの事案についてのフォローも同様だと思っております、個別のケースに即しての対応、例えば医療の現場として、どういうふうにというところで、我々としても、もう少し勉強をさせていただいて、言葉を持っておきたいと思います。

ありがとうございました。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今の件で、例えばメンタルヘルス、あるいはがんを本人に告知しないとか、いろいろあるので、それは例外規定の適用で対応できるのではないかという気がします。本人の同意を得ないほうが、本人のためになる。本人の利益のために、内密に、知っている人だけで情報を回すということは、あり得ると思います。

要介護認定についてですが、要介護というのは、幾つかの症状を合わせて認定しますし、全体としては、身体機能が老化で衰えていった場合にあらわれるので、病気だとか、障害だとか、要配慮個人情報に該当するものは、皆さん大体お持ちだろうと思うので、要介護認定という形で枠をはめるのは、認定する人たちの認定の仕方によっても差が出たり、客観的に必ずしも答えが出ない分野なので、個別の要配慮個人情報での対応のほうがいいのではないかと思います。要介護で網をかぶせるのは、良くないのではないかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございました。

これもいろいろと要件があるところです。この問題は、随分長い間議論をしてきていて、OECDの1980年のプライバシーガイドラインでは、センシティブデータというのは入れませんでした。それは解説メモランダムの中に明記してありますけれども、センシティブと万人に認められるようなデータを定義することは不可能であるというようなことで、OECDの8原則の中にそれは入っておりません。

それを受けて、日本では、国レベルの法律では、センシティブデータについては、今まで規定していませんで、今回初めて要配慮個人情報という形で入りました。それが、国際的動向の関係でいくと、1つ、重要な意味を持っております。

法律で幾つかの事項が規定され、また、政令で定めるということで、政令に委任されているところもあり、政令の内容はここで議論しますので、現代的な基準、最適な基準に照らして、何がセンシティブであるかということが、こういう形で議論できるようになったということは、ずっと個人情報保護の制定に関わってきておりますけれども、大変重要な意味を持っております。

今日の段階は、方向性ということで、御意見を伺いましたので、引き続き具体的な政令案として出すには、どうするかということにもなりますので、今後とも議論を頂きたいと思います。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 重要だと思っているのは、諸外国においてもセンシティブデータを定めている例が多く、国際的にも整合性がとれた規律ということですので、ですから、我々委員もそういった事項を参考にしながら、議論させてもらえれば、ありがたいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

センシティブデータというのは、日本語になりにくくて、機微な情報などと訳して、先ほど法律レベルで言いましたけれども、各省庁ガイドラインの中にはこれを入れて、独自の法措置を講じようというのがあります。

それから、地方公共団体のほうが早かったのですが、地方公共団体では、規定の仕方はいろいろですが、慎重な取扱いを要する個人情報という形で入れたりしておりまして、そういう歴史の中で、今を迎えているということで、先ほど言いましたように、こういう形で、議論できるようになったということで、皆さんのいろいろな意見を踏まえて、成案をまとめていくということは、大変大きな意義を有すると思います。

そういうことで、今日は、このあたりで終わりにしますが、また、それぞれお考えいただいて、次の機会に、更に具体的に検討していただきたいと思います。

今日は、そういうあたりでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

最後に、渡航承認につきまして、栗原企画官から説明をお願いします。

○栗原企画官 堀部委員長におかれましては、7月2日から8日までイギリスに、熊澤委員におかれましては、5月3日から8日までアメリカに、それぞれ海外渡航を予定しております。

国の用務での渡航に該当しないため、委員会として、承認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 そういうことで、私自身の承認もかかっておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 承認されました。

○嶋田委員 決裁自体はとらないのですか。

○事務局 決裁自体はとりません。

この場で承認いただいたので渡航承認書を発行するという手続であります。

○嶋田委員 渡航承認書に印鑑はあるのですね。

○事務局 そうですね。

○手塚委員 決裁文書に印鑑を押さなくてよくなった、すごいです。

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料ですが、資料1の評価書につきましては、承認した後に、その他の資料については、速やかに委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は、これにて閉会とさせていただきます。

今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

- 松元総務課長 次回は4月22日金曜日の10時半から、この会議室で行う予定です。  
本日の資料は、ただいまの決定どおり、取り扱わせていただきます。  
本日は、誠にありがとうございました。
- 堀部委員長 どうもありがとうございました。